

埼玉県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

埼玉県のビジョンを次ページ以降に公開します。

埼玉県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【埼玉県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→埼玉県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《埼玉県》](#)
- ③「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡 [《埼玉県→申請者》](#)
- ④申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書類に自治体から付与された管理ナンバーを記載し、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑤申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、埼玉県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

埼玉県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：温暖化対策課 エコエネルギー推進担当
電話番号：048-830-3068

平成27年11月改定

次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年 6月



埼玉県

1 ビジョン策定の趣旨

【目的】

経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」（平成24年度補正予算及び平成26年度補正予算）を踏まえ、埼玉県内における電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速し、EVやPHVの更なる普及を促進させ、低炭素社会の実現を図る。

【対象地域】

埼玉県全域

【対象とする充電器】

- 急速充電器
- 普通充電器

2 充電インフラの現状と課題

【現状】

- 埼玉県では、移動途中での「電欠」を防ぐために幹線道路沿線などを中心とした公共施設や集客施設、自動車販売店等へ充電器の設置を進めてきた。
- 埼玉県・群馬県・新潟県の三県を走る国道17号をモデル路線とした充電器の重点的整備を行った。

【課題】

- 運転者の「電欠」に対する不安を解消しなくてはEVの普及は困難である。
- 都市部における充電器整備が進んでいるが、都市部以外では充電器整備が遅れている。（充電器の空白地域が存在する）
- 県政サポーターアンケートで、充電器の整備・拡充が強く求められている。

4 ビジョン策定の基本的な考え方

【基本的な考え方】

埼玉県内の充電器の整備に当たっては、EVの走行中の「電欠」を防ぐとともに、EV・PHVの円滑な走行を図るため、公共性を有し、整備計画に基づく充電器を整備する。

また、充電器の整備にあたっては、以下の事項について検討することとする。

- 急速充電器と普通充電器のセット設置
- 無理のない運営を継続するための課金

《公共性の要件》

- 充電器が公道に面した入口から誰でも自由に出入りできる場所にあること
- 充電器の利用者を限定していないこと
- 充電器の利用を他のサービス（飲食等）利用や物品の購入を条件にしていないこと
- 充電器の場所を示す案内看板を設置すること

《整備計画》

- 1 「道の駅」 《設置基数：急速または普通充電器39基》
 - すべての「道の駅」に設置
- 2 国道、主要な県道及び高速道路インターチェンジ周辺 《設置基数：急速または普通充電器596基》
 - 国道、主要な県道（概ね10～15kmごと）に設置
 - 高速道路インターチェンジ（3km以内）に設置
- 3 充電器の利用が多く見込まれる施設や長時間滞在施設 《設置基数：急速または普通充電器1,858基》
 - 大型ショッピングセンターに設置
 - 大規模公園や長時間滞在施設等に設置
 - 県庁舎や市町村公共施設等に設置
- 4 空白地域等 《設置基数：急速または普通充電器16基》
 - 充電器が設置されていない町村の役場・公共施設等に設置

